

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 告示	四五
○ 土地改良区の定款の変更を認可した件	
○ 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	四五
○ 道路の区域を変更する件	四五
○ 急傾斜地崩壊危険区域として指定する件	四五
○ 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件	四五
○ 肥料の検査の結果の概要を公表する件	四五
○ 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件五件	四五
○ 落札者を決定した件	四五
○ 福島県選挙管理委員会	
○ 個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨報告があった件	四五
○ 政治団体設立の届出があった件	四五
○ 政治団体から届出事項の異動の届出があった件	四五
○ 政治団体でなくなった旨届出があった件	五〇
○ 政治資金規正法による資金管理団体の届出があった件	五〇
○ 政治団体の収支報告書の要旨を告示する件二件	五〇
○ 不在者投票のできる施設として指定した件二件	五二
○ 不在者投票のできる施設の名称及び所在地を変更した旨届出があった件	五二

告 示

福島県告示第六百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、会津坂下町只見川土地改良区から平成二十六年九月二十五日付けで申請のあった定款の変更に
ついて、同年十月十四日認可した。
平成二十六年十月二十四日

福島県知事 佐藤雄平
(農村計画課)

福島県告示第六百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
平成二十六年十月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 所在の不明な者の氏名
飯高德次 遠藤卯之松 遠藤助次 北郷清次郎 北郷藤太 矢吹市太郎
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（平成二十六年福島県告示第五百七十二号）によること。
3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。
(森林保全課)

福島県告示第六百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十六年十月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年十月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

県道会津若松裏磐梯線	耶麻郡北塩原村大字檜原字細野山国有林四一七林班む小班地先から同 郡同 村大字檜原字細野山国有林四一七林班や小班地先まで	変更前 六・五〇 二二・〇	変更後 一八・〇〇 四九・〇	五三〇・〇 五二五・〇
------------	---	---------------------	----------------------	----------------

(道路計画課)

福島県告示第六百四十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。

平成二十六年十月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称 館堀1号

2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱九号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

会津若松市門田町大字面川

字館堀 二百六十番

字沢川原 甲三千七番二十四

同 市大戸町大字雨屋

字山窪 甲七百二十三番

同 甲七百二十二番

同 市門田町大字面川

字館堀 七十四番

(砂防課)

公 告

公告第二百九十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年十月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日

平成二十六年十月三日

二 名称

特定非営利活動法人福島再生ネットワーク

代表者の氏名

安達 學

四 主たる事務所の所在地

福島県会津若松市河東町郡山字金道九十番地

五 定款に記載された目的

この法人は、福島県内において困難な状況におかれた地域住民全てに対して、地域住民どうしが助け合って、高齢者の介護、福祉や避難者、子供などの社会的弱者に対する支援に関する事業を行うことにより、もって地域の再生に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百九十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年十月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日

平成二十六年十月六日

二 名称

特定非営利活動法人本内福祉会

代表者の氏名

須藤 直美

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市本内字社前一番地

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、農業を通じて地域社会への参加、日常生活での自立に関する事業等を行い、地域福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第三百号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第七項の規定により、平成二十六年七月から同年九月までの間に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十六年十月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

平成26年7月分

(特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届 出 名 (及び商品名)	検査の結果						備考		
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)		C/N	水分 (%)
たい肥	桑原 礼子	ゆうきくん	0.5	0.6	0.9	5	26	0.4	21.7	75.9	
たい肥	グローバルビツグアテーム株式会社	G P F有機発酵堆肥2号	0.5	1.1	1.0	52	295	1.5	37.5	54.5	

平成26年8月分
(特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届 出 名 (及び商品名)	検査の結果						備考		
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)		C/N	水分 (%)
たい肥	鯉川村	有機たい肥「ゆうきくん」	0.9	2.2	2.3	35	175	1.6	17.4	54.5	

平成26年9月分
(特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届 出 名 (及び商品名)	検査の結果						備考		
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)		C/N	水分 (%)
たい肥	株式会社オーガニック・プロ	オーガニックケ2号	3.6	4.3	1.8	12	69	1.0	11.7	6.3	

たい肥	佐原 裕司	E Mボカン入り牛糞堆肥	0.7	0.5	1.1	7	60	2.4	18.3	56.4
たい肥	会津みどり農業協同組合	蒸餅膨軟粉穀堆肥	0.4	0.1	0.2	1	6	1.2	47.3	45.5
				以下						

注 主成分の略号は次のとおりである。

TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、TCu－銅全量、TZn－亜鉛全量、TCaO－石灰全量、C/N－炭素窒素比、水分－水分含有量

(農業総合センター)

公告第三四一號

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画土地区画整理事業の変更に係る関係図書（写し）の送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する図書
 - 一 総括図、計画図及び計画書の写し
 - 二 縦覧場所
- 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第三四二號

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画防潮の施設の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する図書
 - 一 総括図、計画図及び計画書の写し
 - 二 縦覧場所
- 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第三百三三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画緑地の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

公告第三百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

公告第三百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画地区計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

公告第306号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年10月24日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
高規格救急自動車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成26年9月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
福島トヨタ自動車株式会社 福島県福島市太平寺字冲高25番地
- 5 落札金額
28,188,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成26年8月5日

(入札用度課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第七十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に規定する施設として次の施設を指定した旨、南相馬市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十六年十月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

指定年月日	平成二六年一〇月八日	指定施設の所在地	南相馬市鹿島区横手字川原一八六番地の一	指定施設の名 称	かしま交流センター	指定施設の管理 者	南相馬市長	聴衆席の面積	一七五平方メートル	聴衆席収容見込人員数	二〇〇人
-------	------------	----------	---------------------	----------	-----------	-----------	-------	--------	-----------	------------	------

福島県選挙管理委員会告示第七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体設立の届出があった。

平成二十六年十月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

一 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党福島県柔道整復師支部	遠藤 寿之	野内 勝幸	福島市小倉寺字鬼石四一二	平成二六年八月一九日
民主党福島県第一行政区支部	亀岡 義尚	岩崎 健一	伊達郡桑折町大字伊達崎字中前敷五一二	平成二六年八月一八日

二 その他の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
赤城壽彦後援会	大竹 眞	赤城 みい子	喜多方市塩川町常世字上村八九二	平成二六年一〇月一日
石井かおる後援会	齋藤 道雄	高野 和広	二本松市木幡字茄子石三四	平成二六年一〇月七日
内堀雅雄連合後援会	中川 治男	堀切 伸一	福島市方木田字水持代三	平成二六年九月二二日
大岩つねおの誓い実行応援の会	大岩 常男	高橋 泰子	南相馬市原町区本陣前二一六一	平成二六年九月一〇日
大山こういち後援会	高野 良雄	岡田 弘行	南相馬市原町区馬場字大谷地八二	平成二六年九月三〇日
おかざき義典後援会	岡崎 義典	高橋 慶	南相馬市原町区三島町二一六テラス三島町A一〇三	平成二六年八月一八日
オール「ふくしま」復興・県民会議	中川 治男	堀切 伸一	福島市方木田字水持代三	平成二六年九月二九日
くまさか義裕後援会	菊田 透	熊坂 伸子	福島市天神町一〇一三七	平成二六年九月五日
鈴木さだまさ後援会	鈴木 貞正	森 幸春	南相馬市鹿島区南柚木字二反田三六	平成二六年九月五日
鉢村健後援会	杉山 純一	小林 昭一	福島市中町一一一九	平成二六年八月二八日
坂内ゆずる後援会	菅家 清夜	渡部 勝也	大沼郡金山町大字玉梨	平成二六年

会	吉田 孝司	渡邊 雅彦	字家廻三〇〇一	九月五日
ふくしま県民党	吉田 孝司	渡邊 雅彦	郡山市桑野三一一九一	平成二六年九月二一日
ふくしま県民のわ・ネットワー	熊坂 一裕	熊坂 伸子	福島市天神町一〇一三七	平成二六年八月二二日
ふくしまの誇りをひとつにする県民の会	高谷 雄三	小林 昭一	福島市中町一一一九	平成二六年九月四日
門馬和夫後援会	門馬 和夫	徳野 真一	南相馬市原町区上北高平字比丘尼沢二〇二	平成二六年九月一九日
横田三郎後援会	横田 三郎	横田 三郎	郡山市田村町徳定字下河原四七	平成二六年八月四日
吉田こうじ後援会	吉田 孝司	渡邊 雅彦	岩瀬郡鏡石町成田二二〇	平成二六年九月五日
渡部龍治後援会	渡部 龍治	渡部 龍治	郡山市七ツ池町一一四	平成二六年九月三日

福島県選挙管理委員会告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。
平成二十六年十月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

一 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
維新の党衆議院	新	平成二六年
政治団体の名	旧	
維新の党衆議院	日本維新の会衆	

政治団体の名称	二 その他の政治団体													
	自由民主党福島県薬剤師支部	自由民主党福島川市支部	自由民主党須賀川市支部	自由民主党大越支部	自由民主党岩代支部	自由民主党安達支部	維新の党福島県総支部	福島県第4選挙区支部	福島県第4選挙区支部	議院福島県第4選挙区支部	九月二四日			
異動事項	称	政治団体の名	事務所所在地	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	称			
内 容	初澤 喜子	須賀川市東町六三一一三	柴原 文義	自由民主党須賀川市支部	田村市大越町下大越字洞入二五一	松本 正夫	大橋 重信	二本松市小浜字新町二四	湊 幹夫	二本松市油井字福岡八	加藤 和信	維新の党福島県総支部	福島県第4選挙区支部	九月二四日
	町野 紳	須賀川市前田川字後上ノ台二〇	大内 康司	自由民主党須賀川市総支部	田村市大越町上大越字蟹沢五二	遠藤 信一	橋本 紀一	二本松市小浜字反町一〇	佐久間 勝	川原田三七	服部 光治	日本維新の会福島県総支部	議院福島県第4選挙区支部	九月二四日
届出年月日	平成二六年八月二一日			平成二六年九月一六日			平成二六年八月二五日	平成二六年一〇月一〇日				平成二六年八月五日		平成二六年九月二四日

政治団体の名称	福島県選挙管理委員会告示第七十八号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。 平成二十六年十月二十四日 福島県選挙管理委員会 委員長 菊地 俊彦										
	福島県薬剤師連盟	ふくしま県民のわ・ネットワーク	福島県藤井もとゆき薬剤師後援会	はちむらたけし連合後援会	くまさか義裕後援会	おかざき義典後援会	事務所所在地	新	旭町一七五	南相馬市原町区三島町二二一六テラス三島町A一〇三	平成二六年九月一日
政治団体の名称	初澤 喜子	佐藤 廣美	菊田 透	高谷 雄三	佐藤 廣美	はちむらたけし連合後援会	政治団体の名	旧	はちむらたけし連合後援会	鉢村健後援会	平成二六年九月二日
	町野 紳	熊坂 伸子	熊坂 一裕	杉山 純一	熊坂 伸子	鉢村健後援会	代表者	町野 紳	鉢村健後援会	代表者	平成二六年八月二一日
届出年月日	平成二六年八月二一日	平成二六年九月二二日	平成二六年九月二二日	平成二六年八月二一日	平成二六年九月二二日	平成二六年九月二二日	平成二六年九月二二日	平成二六年九月二二日	平成二六年九月二二日	平成二六年九月二二日	平成二六年九月二二日

政治団体の名称
政治団体でなくなった理由
政治団体でなくなった年月日

鈴木さだまさ後援会	解散	平成二六年九月一日
はちむらたけし連合後援会	同	平成二六年九月二四日
ふくしまの誇りをひとつにする県民の会	同	平成二六年九月二四日

福島県選挙管理委員会告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成二十六年十月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
渡部 龍治	郡山市議会議員	渡部龍治後援会	郡山市七ツ池町一―四四	渡部 龍治	平成二六年九月三日

福島県選挙管理委員会告示第八十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された政治団体の平成十五年分から平成二十五年分までの各年の収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成二十六年十月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

福島県選挙管理委員会告示第八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により提出された政治団体の平成二十六年分の収支報告書の要旨は、次のとおりである。
平成二十六年十月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

福島県選挙管理委員会告示第八十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十条、第一百零四条、第一百七十条若しくは第八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十六年十月十日次のとおり指定した。
平成二十六年十月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
介護老人保健施設陽護すずらん	白河市郭内二一番地

福島県選挙管理委員会告示第八十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十条、第一百零四条、第一百七十条若しくは第八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十六年十月十五日次のとおり指定した。
平成二十六年十月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
地域密着型特別養護老人ホームハーモニードリケ丘ヴェール	郡山市緑ヶ丘東六丁目二六番地六

福島県選挙管理委員会告示第八十四号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八十四条第四項（第八十条、第九十条第一項、第一百零一条第一項又は第一百零二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成二十六年十月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

変更前	変更後	変更年月日
財団法人脳神経疾患研究所介護老人保健施設リハビリ南東北福島	一般財団法人脳神経疾患研究所介護老人保健施設リハビリ南東北福島	平成二十四年一月一日
福島市荒井字檀ノ腰三二番地	福島市荒井北三丁目一番地の一八	平成二十三年四月一日